

資本と經營の分離

山城章

「資本と經營の分離」については、かつて昭和十五年經濟新體制確立要綱の策定當時、強力な反對が支配的であつたにもかゝらず、いまや、人々は口を開けば、「分離」を呼號し、或政黨の政策にさへ基本として示されてゐる。近時に於ける經濟體制の進展と變貌、企業體制の發展と變革を最も特徴的に、しかも内實的に示し得るものは、まさにこの資本と經營の分離なる事態である。したがつて、この事態を主張の論據とした經濟體制の修正論や、或は革新論の主張も現れてゐる。しかしこの分離の事態は、理念としてのみならず、現實としても反對を受けたる昭和十五年頃に於てさへ既に現實であつた。しかるにもかゝらず、それが當時は反對せられ、いまやこれが承認せられてゐるのは何によるのであらうか。それは結局、「分離論」に関する解釋の相違に基いてゐる。分離論は現在、世上一般に於いてあたかも合言葉の如く云はれてはゐるが、必ずしもその理解は統一的ではない。例へば昭和十五年頃を支配したのは、むしろ政治性を基盤とするものであつて、政治的な資本の經營よりの強權分離を考へた。昨年來の生産管理も亦、實は一つの資本と經營の分離に外ならぬが、これは社會的分離とでも云ひ得るであらう。

しかし、本來、經濟學、主として經營經濟學の分野で論考された分離論の文献に照して云へば、それは企業體に於

ける資本と經營の基本關係の變化を問題とせる、企業論に於ける最も本質的な課題であり、經營學者が特に力點を置いて考察して來たものである。勿論、かゝる企業的變質は、ひいては社會經濟の變化を招來しないではゐない。企業體こそ、經濟活動の實踐的主體として、又經濟社會の構成部分としての地位を占むるものであるからである。したがつて、この分離論が、經濟體制の變革、或は修正の理論的根據とせられる場合に於いても、企業體制の變革、或は修正論を推論の基礎とし、また媒介として立論せられる。かゝる、經營經濟學的な企業論の課題として、學問的に検討せられて來た「分離論」が、如何なる内容のものであるかを考察するのが本稿の目的であるが、そのため先づ、かゝる學問的に固有な意味の分離論と、かつてチャイナリスチックに問題化した、政治的、社會的性格に彩られた分離論とを、先づ比較してその特徴的差異を明かにしよう。ついで、本來の分離論につき諸學説にしたがいながら、その正しき意味を把握して見たいと考へる。

かつて問題となつた、分離論は、既説の如く政治的、並に社會的内容を濃く彩つてゐるが、これと企業論的分離との特徴的相違點は大約次の三點に要約し得る。

〔註〕 詳細は拙著、企業體制發展の理論、(東洋經濟新報社 昭二二・五) 参照。

先づ第一に、從來一般に考へた「分離」は、資本家の支配力を政治的強權、或は國家統制力によつて經營面から分離せしむるものと考へてゐる。この意味の分離は、企業自體にとつて見れば、他動的、強壓的なものと解せられる。

しかるに文献に見る經營學的主張は、むしろ自動的、かつ内部發生的なものと考へられ、分離は、企業體自體の生長と歴史發展の内部から必然的に生れ出るものと解する。第二に、政治的、社會的な分離は、この分離によつて經濟主

體たる企業生活の内部へ、政治的或は社會的強權を介入せしむるものであり、企業活動の有機的な統一が破壊せられる。しるに經營學的分離論の主張は、資本と經營が分離することが却つて企業活動を有機的、機能的に統一化し、運營の經濟的一體性を確保する所以であると解する。第三に、一般に考へる分離論は、それによつて企業の自主性を解體するは勿論、經營活動の自主性さへも確保せず、生産管理的作業面の活動にさへも、政治力或は社會的な非經濟支配力が介入するものと解する。しかし經營論は、資本家的な自主制に代つて經營經濟的自主性を確立せしむるものこそ却つてこの分離自體なりとする。

かくの如く二つの分離論は對蹠的な理解の上に立つてゐるが、しかし、兩者は本來相等しいものである。もし企業體内に、經濟的發展につれて高度なる分離が内的必然的に育成せられてゐたならば、もはや、政治的、社會的な分離を強行する必要はない。本來の分離の成立せる所では、企業統制も、勞働攻勢も、著しくその相貌を變へ、強權統制や暴力性が後退することになるだらう。政治的、社會的分離は、本來の分離の確立の不充分なるに代る、代替的現象であるか、或は本來の分離を助長する要因として意味がある。しからざる場合は、企業の統一的經濟活動の有機性を破壊するものとして、むしろ反對せらるべきものであらう。

次に企業論上の分離論は如何なる内容をもつものか？ を考察する段階に達したが、これを以下先づ極く簡略に説明し、そのあとで詳論に進むことにする。

經營經濟學の文献に於ける企業論的な分離論に關しても、なほさまざまか意見の相違或は視方の相違によつて論點が區々となつてゐる。例へばその用語に關しても、俗に云はれる資本と經營の分離を用ふるもの、或は所有(者)と經營(者)の分離、出資と支配の分離、所有と支配の分離、出資と支配と經營の分離、出資と經營と管理の分離等々と稱するなど、區々であり、これ等は Division between capital and management, Separation of the Capitalist from the Employee, (Sheldon), The difference between ownership and management (Bert and Means),^[註1] The divergence of interest between ownership and control (Bert and Means), Segregated management from ownership (S. Brookings),^[註2] Distinction between ownership and administration (E. D. Jones),^[註3] Separation of ownership and control (Burham),^[註4] Separation of control over access from control over preferential treatment in distribution (Burham), 等々にあたるのであるが、かくの如き色々な表現の背後には、一つの共通な原理がふくまれてゐるのは云ふ迄もない。しかし、かかる表現が區々であるのは、この原理が有する問題面が歴史的に、或は觀方によつて一面的でなく、一義的なものにあらずることを物語る。即ち、分離論は、資本(家)、出資(者)所有(者)經營(者)管理(者)、しかして支配(者)等の企業構成上の各問題面につき、どこに主眼點を置いて論ずるかによつて主張が必ずしも統一的ではなかつたのである。

しかし、分離論に關する色々な主張を文献的に分析且分類すると、結局三つの部類に分ち得る。これは分離論が三つの問題面、或は課題を有することを意味してゐる。即ちそれは、企業活動に於ける資本面と經營面とそれを關聯付けてゐる支配の問題面の三者である。このうち資本側面を主點として論じた多くの文献は、資本の分散、特に株式會

社制度の高度發展と big business 論に相關聯して、専ら株式所有の分散 (Diffusion of stock ownership—G. C.

Means, Dispersion of stock ownership—Berl and Means, Diffusion of ownership of industry—T. N.

Carver, A wide distribution of "Big business" Securities—R. S. Brookings) の立場から考察する。經營面

の分散、經營の自主性 (Autonomous management, Self-perpetuating and autonomous management—J.

Burham, Die Objektivierung des Unternehmens, Automomierung—W. Rathenau, Soulless corporation—

Brookings, impersonal nature of large corporation management—Brookings) 或は經營者論 (Administrator,

Manager, Executives) として展開される。支配面は、支配代位、支配型、支配可能比率論を論點とする。しかし、

分離論の正しい把握は、これ等の各側面を個々に論ずることによつては、不可能である。この三問題面の相互關聯を

統一的に理解すべきであり、かくてこそその各問題面自體も亦明瞭となるであらう。

株式所有の分散は、資本主義の爛熟と株式會社制度の極度發展とが生み出す内的必然の現象であり、株主の數は、

その會社自體が優秀であればある程、無數にも近く増大し、分散度は極端に達する。かゝる事實は、その事自體資本

と經營の分離ではないが、この量的に現實なる現象は、ひいてその資本出資者の質的、精神的な變化を招來する。否、

質的な變化がむしろかゝる量的分散現象をもたらした。かくして、資本に固着したと思はれた經濟的支配力は、企業

面ではいちはやく資本出資者から、自發的に分離せられて行く。しかしこの分離した支配は誰によつて担任せられる

か。ここが支配面から見る分離論の據點であるが、しかし問題の要點は、資本面の變質、支配者の變化から進んで、

結局企業經營がどのやうに變質するかを論考することではなければならぬ。この三つの問題面を有機的に考察しながら、

結局企業經營の性格が、歴史的に、内部必然的に如何に變化するものであるかを考究せねばならぬ。そこに經營學的課題がある。しかし、この企業經營體制の變化は、これを具體的實踐的な活動の主體として、綜合的に動いてゐる。經濟體制全般の變化への基盤となり、また社會的、政治的な體制變化の基礎ともなるのである。「分離論」はかゝる革新論を、内部から、具體的に考證すべき論據となるであらう。

以下、分離論の三つの問題面のうち、資本面から考察して、次の面に論及しよう。

- 【註1】 O. Sheldon; The philosophy of management. 1923. p. 24.
- 【註2】 Pearl & Means; The modern corporation and private property. 1933. p. 119.
- 【註3】 R. S. Brookings; Economic democracy. America's answer to socialism and communism. 1929. N. Y., p. 17.
- 【註4】 E. D. Jones; The administration of industrial enterprise. 1917. p. 139.
- 【註5】 J. Burnham; Managerial revolution. 1941. N. Y. p. 87 p. 94
- 【註6】 G. C. Means; 三項参照。
- 【註7】 R. N. Carver 三項参照。
- 【註8】 Brookings; op. cit., p. 16
- 【註9】 マーティンソンは五項参照。

三

資本又は所有の側面から分離論を考證する論者の多くは、これを株式所有の分散問題として、實證的具體的に論を

資本と經營の分離

進める。株式會社の出現とさらに所謂 big business に於いては、資本の出資者たる株主は著しい數に達し、その分散度は極端に達してゐる。これに關する理論的、實證的研究を筆者は別な機會に詳論したので、此處では略述するにとどめたいと思ふが、G. C. ミーンズ (Means; Diffusion of stockownership in the U. S. — Quarterly Journal of Economics. 1930. Aug. Berl & Means; The modern corporation and private property 1933) の論文又は著書、或は T. N. カーバー (T. N. Carver; The diffusion of ownership of industry in the U. S. Proceedings of the Academy of Political Science. 1924—26) 等につき、外國の事情を、また、増地庸治郎 (株式會社)、平井泰太郎 (經營通論) 向井鹿松 (新經營者學) 中西寅雄 (經營經濟學) 等の文献によつて我國の事情を参照せられたい。しかし何れも既に十年、十五年以前の數字であるが、筆者は不充分ながら最近のものについて現に資料蒐集を行ひつゝあり、別稿を最近發表した。^{〔註〕}

〔註〕 拙稿、株式分散の企業論的意義。東京商科大学産業能率研究所研究年報。アメリカ經營學研究。

かゝる分散せる多數資本出資者の殆んどが、企業の最高意志決定には興味も關心も有しない。株式會社の總會に於ける出席状況をみても、また、單に白紙委任状による關與といふ状態から見ても、經營の支配から離れ去る。彼等は配當に最大の關心を有するだけであり、證券市場によつて投資危険の回避をはかりながら收利と資本保全に耽けるのである。この傾向は、出資者自らの欲するところによつて生れたものであるが、他動、政策的に分散が助長せられる場合も多い。例へば従業員持株制、利潤分配制 (持株による)、顧客持株制等がこれであり、またアメリカに於けるトラスト禁止の立場から、親會社解體が命ぜられ、これによつて株式が分散せしめられた如きこれである。(Standard)

從來、我國の株式分散は既に相當なものであり、戦後についても、中小商工業中心の産業構造となると云はれる意味で、この傾向を否定する者もあるが、しかし零細矮小會社ならばとにかく、一般には、財閥解體による株式分散の高度化により、かへつて戦前或は戦時中以上の分散度を示すに到ると考へられる。むしろ分散は、企業民主化策として私的獨占禁止法或は企業再建、財産税等を介し推進せらつゝある。この動向は他日數字的に論證する機會を獲たいが、昭和十八年の數字について簡単に分散性を觀察しても、現に、株式會社で、株主一萬名以上の株式會社六七社（總株主一七六萬名）のうち、二萬名以上のもの二六社（株主總數一一二萬名）三萬名以上のもの一四社（總株主數八五萬名）もある。分散度（株主一人宛持株）は、それぞれ一六九・八、一七四・九、一六八・三である。資本額で見れば資本金五千萬圓以上、一三〇社（株主總數一九七萬名）の分散度は二〇九・六株、このうち二億圓以上、五八社（一五〇萬名）その分散度は二二二・五株、このうち、二億圓以上の會社二九社（九七萬名）の分散度は二五三・五株である。すくなくならざる分散を示してゐる。

（たゞ大會社程、分散が高くないのは、公式に反する如くであるが、これは戦時中の特性として、大會社は、國策會社として國家資本を高率にもつたこと、我國の特性として、財閥會社に大會社が多く、分散がすくない事に所以する。）

戦後の財閥解體、閉鎖機關にともなふ株式處分企業再建整備、私的獨占禁止、財産稅物納等による株式所有の分散高度化の實證的研究はいまだ把握出來ないが、至極興味ある課題であり、近くその一斑を發展したいと期してゐる。

抑も所有分散とは、株主數の増大といふ量的事實を意味するにとゞまらない。この株主が投資せる企業經營に關し、

投資的關心以外は、何等、經營自體について關心を有せず、とくにその經營支配に興味を傾けなくなりつゝあるといふ株主或は資本自體の性格變化を意味してゐる。すくなくとも分散の事實は、そのやうな變化の自然的成長の基盤をなしてゐる。その意味でこれは、分離論にとつて基盤となるのであるが、しかし、これは基盤ではあるが、いまだ、分離それ自體ではない。株式の分散は、かへつて大株主たる小數産業資本家の支配を容易ならしめるものである。小人數であつても大株主が存する限り、出資資本と經營支配は分離してゐない。この外、金融資本による支配があり、他人資本的支配は分離してゐない。この意味で、分離論的考察から進みて、支配論の側面から見直す必要が生れる。しかし、自己資本出資者の大多數は、資本家としての企業支配をすててゐることは事實である。即ち資本家としての性格は、この多數者について、まさに變質してゐることは明かである。この變質を一言にして云へば、株主たる自己資本出資者が他人資本出資者に變質せることである。株主が債權者化したことである。株式の社債（又は借入金）化である。

かゝる變化は既述の如く、出資者自らが欲することによつて歴史必然的に生れた事實であるが、この事實は、法制上、制度的にも確定化せられつゝある。株式は社債的性格に近づく。また逆に社債にも株式に近いものが現れ、これも制度上認められてゐる。例へば、株式については、無議決權株、議決權信託、銀行寄託株、利益配當優先株、特に累積的並に非參加的配當優先株、償還優先株、轉換優先株等々これである。他方社債についても、轉換社債、株式買受權付社債、永久社債、利潤分配付社債、Income bond 等は、株式的性質を相當に有するものである。

高度に資本分散せる企業に於ける資本出資者は、以上の如く、企業に對する資本的支配を自ら棄ててをり、この支

配地業は制度上も確定されつゝある。資本出資者即ち所有者が企業支配力を有せぬこと、或は支配力を彼等に與へない制度は、いまや資本主義の發展の内部から、自ら生れ出つゝある現實となつてゐる。しかし、現代大企業の實質を把握し、また經濟體制の性格を明かにするがために、資本と經營の分離を據點として考察するにあつては、かゝる分散論とそれによる支配の分離についての資本的考察のみでは、いまだ不充分である。この分離により、自己資本出資者に代つて、しからば誰がその經營を支配するかといふ側面を見ねばならない。支配の主體と内容が如何に變化してゐるかについて考へるべきである。

四

分離論を支配側面から論究する論者は、主として支配主體について考察する。既に、資本分散はそれ自體、分離のものではないと述べたが、その意味は、分離論の中心點が、單に分散によつて支配を棄てた事實にあるのでなく、支配を棄てたものに代つて誰がその支配を把握したかの論證にあるからである。即ち、分離論は、支配主體論に展開せねばならない。分離論の支配面に研究重點を置いたG・C・ミーンズ〔註1〕或は増地博士等〔註2〕は支配の型、或は形態を考察した。例へばミーンズは、(一)所有支配 (Control through almost complete ownership) (二)過半数支配 (majority control) (三)法手段支配 (control through a legal device without majority ownership) (四)少数支配 (minority control) (五)經營支配 (management control) の五つの型を述べ、増地博士は、過半数支配、ピラミッド型支配、少数派支配、經營者支配、金融業者支配、政府支配の六つを考へてゐる。これ等の内容の

資本と經營の分離

詳細は紹介しないがしかし、かゝる諸形態の主張は、支配の手段或は支配の形態と、支配の主體とを混淆した説明であると解し得る。我々は、支配の意味を正しく把握するために、その主體、したがつて、支配の意欲、目圖等を中心として考察すべきであらう。おもふに、支配の主體は、最近の状況並に、戦時中の事實等をも勘案して、大約次の六者を考へねばならないだらう。即ち (一) 産業資本 (二) 金融資本 (三) 政府 (軍官) (四) 中間經營者

(五) 労働組合 (六) 經營自主體である。

資本分散によつて支配を棄てたのは大衆資本であるが、これによつて企業の一部大株主は、却つて資本支配力を強化し、過半数支配、少者派支配の型により、自己資本支配、産業資本家支配を維持する。しかしこれも、分散が極度に達した場合、例へばペンシルヴェニア鐵道會社、一九二九年十二月の最大株主がわずか〇・三四%の株式しか所有しなかつた如き状態にまで達すれば、企業の自己資本家、産業資本家支配は殆んどあり得なくなる。我國では、終戦直後(二十年三月—五月)の數字によれば、五%以上の株主が存在しない會社(片倉工業、郡是工業、日本發送電、九州配電、北陸配電、四國配電、大日本麥酒、日本毛織、王子製紙、大阪瓦斯、日本曹達、東亞鑛工等)もすくなくない。かゝる状態下では、支配はその企業の經營者に所屬すると解せねばならぬ。ところで、この經營者は新階級としての中間經營者であり、彼は決して資本家でもなく、さりとて労働者とも云ひ得ない中間階層である。かゝる一群のエキスパートが近代企業に生み出されたのである。^(註3)しかし、我國終戦後の特殊状態として、企業經營を労働組合によつて支配せんとした生産管理が出現した。^(註4)こゝでの支配者は、労働者或は労働組合である。これも一つの資本と經營の分離の問題として、組合もまた新支配主體に加へねばならぬであらう。戦時中は、企業經營は軍或は官によつて強力に支配せら

れた。この状況も一つの分離的狀態である。支配主體に、政府又は軍官を加へねばならぬ所以である。

〔註1〕 G. C. Means; op. cit. Berl and Means; op. cit. p. 47—p. 69—(The evolution of control)

ミーンズは分散並に支配の革新について重點を置いたが、彼は共著の最後には、Reorientation of enterprise を論じ舊來の traditional logic を批判した。したがつて、次に述べる第三の經營的側面の主張に入りこんでゐる。しかし増地博士の場合にはこれがない。單に經營者支配に觸れるのみであり、又その經營者が何物であるかは問はれてゐない。

〔註2〕 増地庸治郎、株式會社、(昭和十二年)二六八頁以下。

〔註3〕 かゝる中間經營者に關しては後述。拙稿、企業者論、(經營評論、二十二年正月號)参照。

〔註4〕 生産管理に關し、さらに戦時中の、軍、官支配に關しては、前掲拙著、(企業體制の發展理論)参照。

次に金融資本支配であるが、それは前記の増地博士の所謂、金融業者支配とピラミッド型支配を含むものである。

金融業者が他人資本貸付によつて經營に關與し、或は支配する事は何時の世にも存したことであつたが、金融資本は、これ以外に、持株會社によるコンツェルンの支配によつて企業を牛耳る。金融資本の眞の姿はこゝに示現される。しかし、かゝるコンツェルンのピラミッド型支配は、前記の高度株式分散による經營者支配が成立した場合には、もはや不可能である。マジョリティーか或はミノリティーにせよ、企業を支配し得る程度に株式を把持しながら、金融資本の支配が行はれるからである。高度の株式分散は、この意味の内部支配を失はしめる。たとへ他人資本による外部からの金融業者支配が残つても、この分離は次の經營自主體の成立によつて解かれる。自主的とは、かりに支配を受けても、權威と責任ある生活體勢を確保することを意味するからである。

以上の諸支配主體のうち、政府支配、労働組合支配、金融資本(特に金融業者)支配の三者は、企業にとつて、外

部的なる者の支配であり、前二者は非經濟的なるものである。何れも、企業自體の内部から歴史必然的に生成した經濟的事實ではない。資本と經營の分離は、外部から、政治的に或は社會的に或は他の經濟主體の意志によつても成立する。しかし、固有の意味の分離論は、企業の生成發展の裡に自ら育成される事實である。それ故、資本分散の事實を基盤とした産業資本支配、中間經營者支配、金融資本支配、そのうちピラミッド式支配が、固有のものである。しかしこれらがさらに展開すれば、經營自主體による支配へと發展し、支配なき支配の成立、支配があつても、それ自體の責任と權威により活動する經營體自らの自主活動の成立となる。こゝに分離論の眞の意味がある。

分離論は、單に分散論からのみ考察されてはならぬとともに、また支配面からのみ強調されてもいけない。分散と支配と、しかしして經營自體のあり方との一連の推論によつて考察されねばならぬ。分散の事實を基盤とし、それによる支配の變質、ついで經營の在り方へと一連の關係で考察するのが分離論である。文献的には、分散論を詳論した、カーパー、ミーンズ、我國の文献に於ける増地、平井、中西氏等の諸研究、支配論を中心とした、パール及びミーンズ、リーフマン、増地氏等の研究、經營面、そのうちでも、經營者を論じた、ジョーンズ、シェルドン、エーレンベルク、パツソウ、ベブレン、バーナム、ブルーキングス・向井氏等の論說、次に經營體の性格に及ぶ、ブルーキングス、ミーンズ、ラテナウ等々大約の色分けが出来るのである。かゝる三面の統一の考察では、資本所有が支配を分離したことにより、企業體自體が如何に變質したかといふ點を重視し、そこまで論及すべきである。分離論は終局に於いて、經營自體の性格論でなくてはならぬ。かくて、さらに進んではこれによつて經濟、社會の體制再検討の具體的實證的基盤を得ることが可能である。支配の面から見れば、經營體自らによる支配の成立、支配なき自主的經營の成立、か

りに外的支配があつても、自らの獨任性を有してこれに對處するところの經營が成立する。これは既に理論的主張としてのみならず、また事實として現實化しつつあり、我國では企業民主化の目指すべき方向として、益々政策的な助長、育成せられつつある。その意味するところは、何ぞあらうか。

〔註1〕 Fiefmann; Beteiligungs u. Finanzierungs Gesellschaften. 5 Aufl., 1931. S. 330.

〔註2〕 O. Sheldon; op. cit.

〔註3〕 T. Veblen; Absentee ownership and business enterprise in recent-times. The case of America. 1923. N. Y.

〔註4〕 J. Burnham; Managerial revolution. 1941. N. Y. ユーナイテド Separation of ownership and control は「現代

の大規模企業の發生と相ならんで、勿論すでに廣く承認された現象 (widely recognized phenomenon) であると云ふが、彼自らは、所有の意味を新しく理解することによつて、形式的には分離論に反對し、バール、ミンズを自己撞着なりと反對した。彼は支配する者は即ち所有者であると解るから、所有と支配の分離に反對するのである。しかし、精神に於いては分離論を支持し、これを基礎として立論してゐる。(p. 88, p. 94.)

五

資本(所有、出資)と經營の分離は、既論の如く資本家的支配が經營から分離したこと、或は資本に代る別な支配が現はれることを一方に於いて考へるとともに、他方經營側面に於いてその經營自體が、資本支配から離れて、如何なる新性格をもつものとなるかといふ側面の検討を主眼とすべきである。資本と經營の分離は、「資本」と「經營」の二側面の問題を同時に問題とすべきものであり、資本面のみを検討では不充分である。しからば、かゝる分離論

を主張する論者は經營體制の變化を如何に説明したか。例へばミーンスの如きは主として支配面を考察したが、尙最後に企業の新しき方向付け (Reorientation of enterprise) を略考し、株式會社の新概念 (The new concept of the Corporation) をラテナウの主張によりながら簡単に説明してゐる。一般にも知られてゐる如くラテナウは所有の非人格化 (Entpersönlichung des Eigentume) をのべ、出資者のものではなくて無名の一體としてのものたる會社自體を考へる。即ち企業の客観化 (Die Objektivierung des Unternehmens) を主張してもつて企業の自主性 (Autonomie) に達するものとする。資本と經營の分離は究極するところ、經營自主性の成立であるが、これは所有支配の非人格化、企業の客観化に外ならぬ。ミーンスも、會社自體、又は全體としての會社 (corporation as a whole p. 225) を構想し、會社自體の benefit は考へ得るが、特定個人の致富 (individual enrichment) を目圖とすべきでないとして、所有權、或は利潤、會社觀についての traditional logic を排撃してゐる。かゝる客観化、非人格化の思想は、分離論を立論の基礎としたブルーキンクスも、會社の socializing として Soulless corporation なる語によつて、大會社經營の非人格化 (impersonal nature) を考へてゐる。

かゝる非人格的、客観的な會社經營體自體は既述の如く、經營自主體化せるものであるが、自主性は責任性と同義語であり、責任負担の主體たり得るもののみが自主化するのである。しかし、この責任は、資本又は特定個人に負ふものではない。ブルーキンクスは、big business and the public に於いて、經營體は、公的責任と利害を有するものであり、所有から分離した經營は trustee の地位に置かれるといふ(最近我國に主張せられてゐる信託經營論の基礎はこゝにある)。經營は第一に資本、勞働、社會に對し公平なる配分の責を負ひ、第二に勞働節約、大量生産其他、

能率増進の責を負ひ、危険を分散し安全性をたかめて國民所得の高昂配分をなす責を負へるトラスティと解される。またシルドン^{〔註6〕}も云ふ如く經營の哲學は奉仕の理念 (the ideal of service, doctrine of service) であり、經營の社會的責任 (social responsibility of management, communal responsibility) を負ふ^{〔7〕} to be beneficial to the community である。the general welfare of the community を目指し best serve the highest ends of the community の如く貢献すべきものとなす。經營自主體はかくの如き責任負担の主體たるものを意味し、責を自らに負ひ得る權威をもち得る状態に達したればこそ自主體と云ひ得たのである。資本支配が分離すると云ふ意味は、主體であつた資本出資者が、支配と責任負担をすてても、なを經營自體に責任負擔の能力が育成せられたため、資本出資者に代り經營自らがその主體となり責任を負ふ状態に到達したことを意味する。經營自主體の成立なきところには、資本の分離は存在し得ない。

さて、自主體たる責任負担の主體としての經營が、社會其他に責任を負ふといふ場合、經營は自ら主體であり主權者であるが、この經營はあくまで抽象的な存在であるから、具體的な責任負担者として「經營者」が新しき意味に於いて理解せられねばならなかつた。即ち分離論に於いて、經營面を主張する論者のうちにも、主として經營の自主を抽象的に主張するものと、他方具體的に、自主經營の主體として新經營者を立論するものがあつた。この新經營者^{〔註6〕}は、資本のために就業したサラリーマン重役、備重役、或は Captain of industry をはるかに超えた専門家經營者 (Specialist, Expert manager) である。シモンズ^{〔7〕}は、所有と經營の分離にともなひ、企業に於いては三つの利害關係者が生れ一つは投資者、二つは業務につく作業者、三はこれ等の中間に立つてゐる administrator であるといふ。

この經營者は投資家の trustee であり、從業者の teacher, leader であり、同時に、公業に對し、その生活に對する責任を負担するものと解し、彼の所謂 Professional administrator を構想するのである。

以上主として文献に従ひながら、資本と經營の分離論に於ける經營面の主張を吟味したが、そこには、經營自體の抽象的主張と具體的新經營者の提唱との二派が存した。しかし、その何れにしても、新しき經營、新しき經營者の動向を、舊來の企業體の内に發見したにとどまつて、新しき企業體制のあり方を積極的に構想する段階には到達してゐない。從來の經濟體制が、自らの内部から歴史發展上、必然に生み出し、押し出したこの「分離」現象は、從來の經濟體制革新、修正の原理となり、次の經濟體制の基盤となるのである。この意味に於いて、新經營者を、よりさらに發展せしめて理解したパーナム〔註8〕にあつては、資本主義社會にあらず、社會主義社會にあらず、經營者社會 (managerial society) が主張せられる。筆者は他に論じたる如く、分離論の主點を經營的側面の變質にありと解し、抽象的企業自體〔註9〕、經營自主體の主張と、具體的主體たる新經營者の主張との文献的ニ潮流を統一綜合する立場に據る。經營自主體とは、自ら具體的責任の主體となる單なる經營の一構員たる專問的經營者、即ち中間經營者に代表せられるもののみを意味するのではない。經營構成全員が責務と創意を自覺せる、また全員を主體とせる民主的體制でなくてはならぬと解する。經營自主體では、經營體が主體であり、そこに經營主權が存在するが、この主權は、一專問經營者に在るのでなく、在全員でなくてはならぬ。このやうな自覺と體制が整ふところに、眞の經營自主體の成立があり、新經營及び新經營者の在り方もある。そこでの經營者、即ち主權者は經營構成全員である。そこに經營と經營者の一

體としての統一が生れる。

資本と經營の分離の究極の姿はかくの如きものである。かゝる理解を基礎として、企業體制革新の主張も生れるであらうし、またかゝる企業を具體的生活基礎とする經濟體制の修正革新の理論も展開せられ得る。資本主義經濟體制が自ら發展の裡に生み出した「分離」現象は、すでに自らの體制の批判、修正、革新の要因となつてゐる。次に來るべきものをふるぎものの内部に見ることが出来るのである。分離現象はもともと資本主義企業體制の發展が歴史的に育て出したものではあるが、逆に、政治的、社會的、或は國際的理由から、分離が助長せられるときは、經濟體制の變質は外部から育成助長せられて行くであらう。我國の戦後經濟に於いては、財閥解體、補償打切と企業再建整備並に第二會社の出現、獨占禁止と持株制限、財産稅徵集等々によつて、今後株式の分散は著しいものとならう。これはひいて支配の變化と經營體の性格變化を招來し、さらに、經濟、社會制度の修正或は變化を促進するものとなるであらう。

資本と經營の分離は、事實に於いても、文献に於いても、第一次歐洲大戰後に問題となつて展開せられた。先づ資本分散論より支配變化へ、さらに經營性格の變化へと問題のポイントは移動しつゝあつた。今次大戰にともなふ經濟の變化はさらにこの傾向をつよめつゝある。分離論は經營側面から解釋すべきであり、さらに、この經營體制變化を基礎とする經濟、社會體制の變化の理論へと志向すべきものと思はれる。

〔註一〕 Berl and Means; op. cit. p. 331. p. 352.

〔註二〕 Walter Rathenau; Von kommenden Dingen. S. 152—3. derselbe; Die autonome Wirtschaft. 1919. S. 20 ff.

資本と經營の分離

一橋論叢 第十七卷 第五・六號

- 〔註3〕 R. S. Brookings. *Economic...*, p. 101—3
- 〔註4〕 *op. cit.*, p. 13; p. 17, p. 22.
- 〔註5〕 O. Sheldon; *op. cit.*, p. 70, p. 77.
- 〔註6〕 拙稿、前掲、企業者論參照。
- 〔註7〕 E. O. Jones; *The administration of industrial enterprise.* p. 128, p. 130. *Business Administrator. Its models in war, statecraft and science.* 1914. N. Y. p. 14.
- 〔註8〕 J. Burnham; *op. cit.* 櫻井信行教授、經營者革命論、並に經營者的社會の經濟——ハイナム所説の展開（何れも經營者論參照）
- 〔註9〕 拙稿、企業民主化の構想（經營評論二十一年四月號）
拙著、企業體制發展の理論（前掲）參照。